

事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書

富士河口湖町が行う入札公告に基づく事後審査型条件付き一般競争入札については、関係法令、富士河口湖町財務規則に定めるもののほか、この説明書によるものとします。

1. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

現に有効である「富士河口湖町入札参加資格者名簿」に記載されている者で、次の各号に示す要件及び公告で掲げる要件のいずれも満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であって、同条第 2 項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていない者。
- (2) 富士河口湖町物品購入契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でない者。
- (3) 「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (4) 入札日において手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者でない者。
- (5) 入札日前 6 ヶ月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でない者。
- (6) 町税、県税及び国税を滞納していない者。
- (7) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者、又は第三者の債権保全の請求が常態化したと認められる者でない者。
- (8) 建設工事にあつては、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と、資本若しくは人事面において関連のない者。
- (9) 建設工事にあつては、直近の経営事項審査結果通知書の提示が必要とされているときは、契約締結日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了日以降の経営事項審査結果通知書を提示できる者。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (11) 次に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2. 入札参加申出に関する事項

- (1) 受付期限 公告に示すとおり。
- (2) 提出書類 富士河口湖町事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書
- (3) 提出先 富士河口湖町役場 総務課 管財係
〒401-0392
山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地
電話：0555-72-1112 F A X：0555-72-0969
Mail：soumu@town.fujikawaguchiko.lg.jp
- (4) 提出方法 申出書を管財係までメール、F A X、郵送または持参いずれかの方法により提出してください。（押印不要です。）

3. 設計図書の閲覧

ホームページからのダウンロードによるものとし、それ以外の方法で設計図書等の閲覧を希望する場合は、総務課管財係までご連絡ください。

4. 質問受付及び回答

入札に関する質問がある場合は、公告で示された期日までに、総務課管財係宛に「質問書」をメール（Excel形式）又は持参により提出してください。回答は、公告で示された期日までに、町ホームページに掲載します。

5. 提出書類

提出書類は、次に掲げるものとし、指定様式は、町ホームページからダウンロードできます。なお、提出書類等に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止措置を行うことがあります。

(1) 入札書

※郵送入札の場合は、郵送入札用の様式を使用してください。

※消費税を除く金額を記載してください。

※単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じた総額を記載してください。

(2) 積算内訳書（任意様式）

※単価契約の場合は、項目毎の単価及び数量を乗じた総額を記載してください。

(3) 業務履行実績調書 及び 実績が確認できる書類の写し

※公告に指定がある場合に限りします。

※当町が発注した業務等の実績の場合は、確認できる書類の写しは不要です。

(4) 配置予定有資格者調書 及び 資格が確認できる書類の写し

※公告に指定がある場合に限りします。

(5) その他公告で指定された書類

(6) 委任状

※入札又は開札及びくじ引きを委任する場合に限りします。（郵送入札は不要）

6. 入札等

- (1) 入札の執行回数は2回とします。ただし、郵送による入札の場合は1回とします。
- (2) 入札した結果、入札参加者が1者の場合にあっては、一般競争入札の競争結果とみなし、入札は成立したものとします。
- (3) 入札参加者は、設計図書、仕様書及び現場を熟覧のうえ入札してください。この場合において、設計図書、仕様書等に疑義があるときは、公告で示した期限内に関係職員の説明を求めることができます。
- (4) 落札決定にあっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載してください。
- (5) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認められません。

7. 入札の辞退

参加申出後に入札を辞退する場合は、指定様式を使用し、入札実施日の前日までに総務課管財係宛に提出してください。

8. 公正な入札の確保

次の各号に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

9. 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがあります。

これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、町は弁償の責任を負いません。

10. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。

- (2) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (3) 富士河口湖町財務規則第160 条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (4) 2 枚以上の入札書が入っていたとき。
- (5) 金額が訂正されていたとき。
- (6) 金額がゼロ円の時。
- (7) 記名押印を欠いていたとき。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (9) 明らかに連合によると認められるとき。
- (10) 同一の入札で、代表者が同一人となっている者が一緒に入札したとき。
- (11) 同一の入札で、中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合とその組合員が一緒に入札したとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

11. 開札の立会い

- (1) 入札者は、郵送による入札を除き、開札に立会うこととします。ただし、やむを得ない理由により立会えない場合は、事前に開札に立会えない理由書（任意様式）を提出してください。この理由書は、町長宛に入札者の氏名若しくは商号及び代表者氏名の記名押印（入札書と同一印）し、入札年月日、入札番号、件名、開札に立会えない理由を記載してください。
- (2) 入札参加者が開札に立会えない場合は、当該入札（開札）事務に関係のない職員を立会わせるものとします。
- (3) 開札の立会いを委任する場合は、指定様式の委任状（開札立会い・くじ引き兼用）を提出してください。
- (4) 入札参加者が、開札に立会えない理由書を提出せずに無断で開札に立会わなかった場合は、次回からの入札参加を制限することがあります。

12. 開札

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も低い価格で入札した者から順に落札候補者とし、落札を保留し終了します。
- (2) 予定価格を超えた入札書、最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格より低い価格の入札書は失格とします。
- (3) 落札となるべき価格での入札者が2 人以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定します。この場合において、当該入札者がいないときはこれに代わり入札（開札）事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。なお、郵送入札の場合は、入札書に記載されたくじ番号により落札（候補）者の順位を決定します。

13. 落札者の決定等

- (1) 最も低い入札価格を提示した落札候補者から順に、開札日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、提出書類の審査を行います。
- (2) 入札者は、提出書類の内容に対する照会には真摯に対応してください。
- (3) 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者を落札候補者として審査を行います。
- (4) 落札候補者が審査に合格したときは、落札者として決定し、落札決定通知書により落札者に通知します。（落札者以外の入札者には個別に結果の通知は行いませんのでご了承ください。）なお、落札者決定後に次の事項を町のホームページにおいて公表しますので予めご了承ください。

①落札結果

・落札金額 ・落札者の住所又は所在地 ・落札者の商号又は名称

②入札結果

・全ての入札者の商号又は名称 ・入札金額

③入札に付した事項

・件名及び契約期間（納入期限） ・予定価格
・最低制限価格（適用がある場合に限る。）

- (5) 落札決定までに、落札候補者が公告及び共通説明書に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとします。
- (6) 落札候補者が提出期限までに入札参加資格の確認に必要な書類を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、当該落札候補者に対して、通知します。
- (7) 不適格通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、入札参加資格を満たしていないと認められた理由（以下「不適格理由」という。）についての説明を、説明要請書により求めることができます。
- (8) 町は、不適格理由についての説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日から起算して3日以内（休日を除く。）に、回答します。
- (9) 落札者が決定するまでに、第1番目の落札候補者となった者は、原則として辞退を認めないものとします。ただし、建設工事又は業務委託等において、配置を予定していた技術者又は業務を担当する技術者が不慮の事故や病気、退職等により、落札者として決定され契約を締結したとしても履行できないなど明確な理由がある場合、町長宛に、入札者の商号又は名称、代表者職氏名の記名押印（入札書と同一印）により、入札年月日、入札・契約番号、件名、落札候補者辞退の理由を記載した「落札候補者辞退届」（任意様式）を提出し、町長が落札候補者の辞退もやむをえないと認めたときはこの限りではありません。
- (10) 第1番目の落札候補者の辞退にあつて、辞退に明確な理由がない場合や虚偽の理由

などがあったと認められたときは、次回からの入札参加を制限すること又は、入札参加資格停止措置を行うことがあります。

- (11) 入札において、再度の入札に付しても落札者が決定しないときは、原則として、入札方式及び入札参加条件の変更並びに設計の見直し等について、改めて十分な検討を行い、再度の入札手続きを行うこととします。
- (12) 再度の入札が困難であると認められる場合は、最低入札価格と予定価格との誤差の割合が100分の7以内である場合に限り、最低価格で入札した者から見積りを徴取し、その価格が予定価格以内である場合は、随意契約を締結することができるものとします。ただし、入札者が随意契約を希望する場合に限ることとし、見積書の提出は2回を限度とします。

14. 提出書類の返却等

- (1) 提出書類は、一切返却しません。
- (2) 提出書類は、本町において競争入札参加資格の確認以外には、提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は認めません。

15. 入札保証金等

- (1) 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を指定する出納員又は取扱金融機関に納付し、又は提供しなければなりません。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合を除きます。
- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供する場合は、入札保証金については、富士河口湖町指定金融機関等に納付した場合は、領収書又はそれに代わる保証金保管証書預り証を、入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は、保管有価証券預り証を、入札前に提示しなければなりません。
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後にこれを還付します。

16. 違約金

落札者が契約を締結しない場合又は不正行為等により落札を取り消した場合において、入札保証金の納付がないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

17. 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付、若しくは提供しなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合を除きます。
- (2) 落札者は、契約保証金を納付する場合においては、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを提出してください。
- (3) 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り証の写しを提出してください。
- (4) 落札者は、提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出してください。
- (5) 富士河口湖町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により予定価格が5,000万円以上の工事又は製造の請負若しくは予定価格が700万円以上の不動産又は動産の買入に係る契約については、富士河口湖町議会の議決に付す必要があるため、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決後に本契約へ移行し契約が成立するものとします。

18. 入札保証金の振替

町長が必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができることとします。

19. 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とします。また、契約に要する経費は落札者の負担とします。

20. 異議の申立て

入札した者は、入札後にこの説明書、設計図書、仕様書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととします。